

## 第11章 被害救済等

### 第1節 公害健康被害補償制度

#### 1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和57年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気汚染による気管支喘息等の4疾病とそれらの続発性にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、昭和57年度末におけるその認定状況は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 指定地域別公害健康被害者認定状況

（昭和58年3月末現在）

地 域	認定患者数	左 の うち 取 消 数			現在認定患者数
		治 癒 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	29,904 人	7,367 人	3,462 人	309 人	18,766 人
豊 中 市 南 部	859	200	86	26	547
堺 市 西 部	4,587	426	564	31	3,566
吹 田 市 南 部	482	29	54	8	391
守 口 市 全 域	4,017	479	196	68	3,274
東 大 阪 市 中 西 部	2,747	108	200	38	2,401
八 尾 市 中 西 部	1,611	87	123	31	1,370
計	44,207	8,696	4,685	511	30,315

## **2 公害病認定患者死亡見舞金の支給**

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、昭和57年度は679名の死亡者の遺族に対し、総額3,395万円を支給した。

## **3 公害医療研修事業に対する助成**

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

## 第2節 公害等の苦情及び紛争の処理

### 第1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和57年度に取り扱った公害に関する苦情件数は7,213件であり、このうち新規に直接受理した件数は5,337件で、前年度に比して277件(4.9%)の減少となっている(表2-11-2)。

表2-11-2 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
昭57	7,213	5,337	10	8	2	—	1,866
56	8,029	5,614	14	10	4	—	2,401

#### 1 苦情の発生状況

##### (1) 公害の種類別苦情件数

昭和57年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が4,776件で全体の89.5%を占めており、このうち騒音に関するものが2,111件で最も多く全体の39.6%を占め、次いで大気汚染1,312件(24.6%)、悪臭603件(11.3%)、水質汚濁392件(7.3%)、振動351件(6.6%)となっている(図2-11-1、表2-11-3)。

図2-11-1 公害の種類別苦情件数の推移

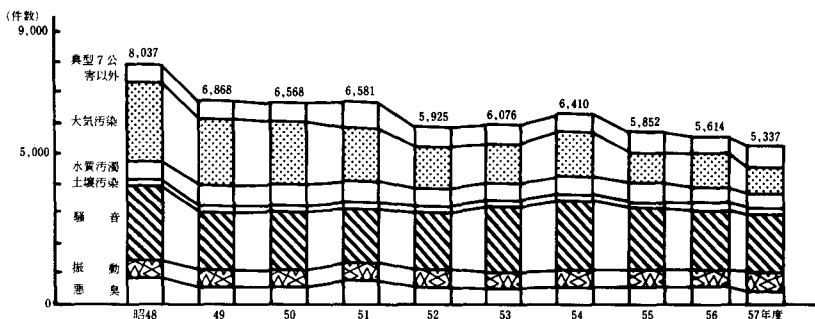


表 2-11-3 公害の種類別苦情件数

公害の種類		昭 57		56	
		件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	1,312	24.6 %	1,463	26.0 %
	水 質 汚 濁	392	7.3	405	7.2
	土 壌 汚 染	6	0.1	7	0.1
	騒 音	2,111	39.6	2,196	39.1
	振 動	351	6.6	325	5.8
	地 盤 沈 下	1	0.0	3	0.1
	悪 臭	603	11.3	645	11.5
	計	4,776	89.5	5,044	89.8
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	4	0.1	10	0.2
	電 波 障 害	21	0.4	27	0.5
	廃 棄 物	149	2.8	129	2.3
	そ の 他	387	7.2	404	7.2
	計	561	10.5	570	10.2
合 計		5,337	100.0	5,614	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表2-11-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が704件で最も多く、全体の14.7%を占め、次いで繊維・衣服製造業201件(4.2%)、食料品148件(3.1%)、木材・家具・木製品136件(2.8%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、商店、飲食店が767件で最も多く、全体の16.1%を占め、これに土木・建築工事620件(13.0%)、一般家庭142件(3.0%)が続いている(表2-11-4)。

表 2-11-4 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 57							56			
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	31	24		55	1		37	148	3.1%	136	2.7%
	織 維 ・ 衣 服	52	22		89	20		18	201	4.2	191	3.8
	木材・家具・木製品	76	3		44	2		11	136	2.8	131	2.6
	パルプ・紙製品	10	9		10	7		6	42	0.9	31	0.6
	石油・化学製品	37	10		18	1		28	94	2.0	138	2.7
	ゴム・皮革製品	6	3		10	3		11	33	0.7	44	0.9
	窯業・土石製品	30	8	1	21	2		5	67	1.4	73	1.4
	鉄鋼・非鉄金属 金属製品	167	35	2	340	104		56	704	14.7	798	15.8
	機 械 ・ 器 具	31	8	1	54	12		9	115	2.4	127	2.5
	そ の 他	106	10		111	17		42	286	6.0	266	5.3
計	546	132	4	752	169		223	1,826	38.2	1,935	38.3	
生 産 工 場 以 外 の 事 務 所 の	修 理 工 場	36	11		25			17	89	1.8	102	2.0
	土木・建築工事	220	5		276	103		16	620	13.0	608	12.1
	交 通 機 関	9	5		79	46			139	2.9	177	3.5
	牧畜・養豚・養鶏場	2	11		2			32	47	1.0	75	1.5
	下水・清掃事業	17	14		6	4		48	89	1.9	75	1.5
	娯楽遊興 スポーツ施設	5	3		28			2	38	0.8	37	0.7
	一 般 家 庭	21	25		65			31	142	3.0	130	2.6
	鉱 業	1	1						2	0.0	2	0.0
	商店・飲食店	64	23		640	1		39	767	16.1	811	16.1
	事 務 所	8	4		10	1		10	33	0.7	43	0.9
そ の 他	328	77	1	215	26	1	134	782	16.4	868	17.2	
不 明	55	81	1	13	1		51	202	4.2	181	3.6	
計	766	260	2	1,359	182	1	380	2,950	61.8	3,109	61.7	
合 計	1,312	392	6	2,111	351	1	603	4,776	100.0	5,044	100.0	

### (3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,514件と最も多く、全体の31.7%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,511件と全体の半数以上(52.6%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,412件(29.5%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が579件(12.2%)となっている(表2-11-5)。

表2-11-5 被害の地域別苦情件数

被害地域の特性		年度		昭 57							56			
		公害の種類		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
		件数	構成比								件数	構成比		
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	27	15		63	10		27	142	3.0	166	3.3		
	第2種住居専用地域	218	67		424	55		91	855	17.9	881	17.5		
	住 居 地 域	401	100	1	713	110		189	1,514	31.7	1,630	32.3		
	小 計	646	182	1	1,200	175		307	2,511	52.6	2,677	53.1		
	近 隣 商 業 地 域	30	14		122	10		23	199	4.2	237	4.7		
	商 業 地 域	65	1		221	29		64	380	8.0	392	7.8		
	小 計	95	15		343	39		87	579	12.2	629	12.5		
	準 工 業 地 域	344	99	2	415	100	1	119	1,080	22.6	1,100	21.8		
	工 業 地 域	104	16	1	69	30		49	269	5.6	285	5.7		
	工 業 専 用 地 域	39	7		5	2		10	63	1.3	77	1.5		
小 計	487	122	3	489	132	1	178	1,412	29.5	1,462	29.0			
そ の 他	73	59	2	74	5		23	236	4.9	248	4.9			
計	1,301	378	6	2,106	351	1	595	4,738	99.2	5,016	99.5			
都市計画区域以外の区域	11	14		5			8	38	0.8	28	0.5			
合 計	1,312	392	6	2,111	351	1	603	4,776	100.0	5,044	100.0			

### (4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,600件で最も多く、全体の75.4%を占め、次いで健康に対する被害637件(13.3%)、財産に対する被害395件(8.3%)となっている(表2-11-6)。

表 2-11-6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 57								56		
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件数	構成比	件数	構成比
健 康		138	4		429	29		37	637	13.3%	726	14.4%
財 産		277	23	2	17	72	1	3	395	8.3	440	8.7
動 物 ・ 植 物		12	70	2	4			1	89	1.9	90	1.8
感覚的・心理的		878	270	2	1,647	244		559	3,600	75.4	3,724	73.8
そ の 他		7	25		15	6		2	55	1.1	64	1.3
合 計	件 数	1,312	392	6	2,112	351	1	602	4,776	—	5,044	—
	構 成 比	27.5%	8.2	0.1	44.2	7.3	0.1	12.6	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

## 2 苦情の処理状況

昭和57年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは5,192件で、取扱件数7,213件の72.0%を占め、前年度に比して0.9%の減少となっている（表2-11-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,014件と最も多く、全体の19.5%を占め、次いで作業の停・廃止、行為の中止599件（11.5%）、生産工程・作業方法の改善585件（11.3%）、機械施設の改善368件（7.1%）となっている（表2-11-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-11-9及び表2-11-10のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表2-11-11のとおりである。

表 2-11-7 苦情処理件数

年 度	合 計	処 理 件 数						その他翌年度へ繰越等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村・他府県	警 察	国の機関	他の機関	
昭57	7,213	5,192	209	56	41	23	89	1,812
56	8,029	5,852	223	53	47	22	101	1,954

表 2-11-8 処理内容別苦情処理件数

処理内容	典 型 7 公 害								典 型 7 公 害 の 情 況	合 計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計		件数	構成比
工場等移転	22	3		43	10		6	84		84	1.6%
機械施設の移転	8	1		32	7		11	59		59	1.2
機械施設の改善	96	30	1	163	21		45	356	12	368	7.1
故障の修理復旧	46	23		10	3		21	103		103	2.0
生産工程・作業方法の改善	258	22		185	47		57	569	16	585	11.3
作業時間の変更	8	1		168	9		3	189		189	3.7
作業停止・廃止の中止	329	14	1	110	32		36	522	77	599	11.5
原因物質の除去等	34	76	3	7			56	176	164	340	6.5
被害者の建物等への対策	2	1		2			6	11	3	14	0.3
府・市町村の措置又は説明に納得	164	77	1	491	89		128	950	64	1,014	19.5
防除機械・施設の新設	101	19		208	48		37	413	8	421	8.1
その他	218	99	1	657	75	2	129	1,181	235	1,416	27.2
合計	1,286	366	7	2,076	341	2	535	4,613	579	5,192	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 2-11-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和57年)

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	廃棄物	合計
処理	説諭等	5	2	743	0	3	30	783
	行政引継(通報)	2	2	1	1	14	44	64
	措置不能	0	1	1	0	2	2	6
合計		7	5	745	1	19	76	853

表 2-11-10 公害関係事犯検挙状況 (昭和57年)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	廃棄物	合計
検挙件数	1	22	134	157



表2-11-11 農業関係の苦情処理状況（昭和57年度）

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措 置
大気汚染	工場からの排出ガス	昭56.10.6	水 稲	摂津市 烏飼上	水稲の葉の褐変	現地調査の結果、被害状況及び周辺状況等からメタノールガスによる被害と推定した。 対象工場施設改善完了 (昭57.12.20回答) 昭56年度から継続調査
水質汚濁	工場からの排水	昭57.5.21	野 菜 (タマネギ)	貝塚市 新井、 麻生中	タマネギの生育障害	現地調査、土壌分析及び作物体分析の結果、亜鉛、銅、ニッケル及びコバルト等の複合障害と判断した。 土壌改良剤の投入及び深耕等の対策を指導した。 対象工場施設改善完了 (昭57.10.16回答)
	工場からの排水	昭57.9.10	水 稲	枚方市 長尾 家具町	水稲の葉及び穂の黒褐変	現地調査、土壌分析及び作物体分析の結果、水稲被害の原因はホルムアルデヒドによるものと判断した。 対象工場施設改善完了 (昭57.11.24回答)

## 第2 公害紛争の処理

### 1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国においては公害等調整委員会、都道府県においては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

### 2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和57年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は48件、終結件数は39件である。このうち昭和57年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し13件及びその分離事件2件、新規受理3件の合計18件でこれらについて紛争の調

停の進めてきた結果、7件が終結した（表2-11-12～13）。

表2-11-12 公害紛争の取扱状況

（昭和58年3月31日現在）

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～52		27	14	13
53		6	6	13
54		6	5	14
55		2	6	10
56		4	1	13
57		3	（注）7	11
合計		48	39	11

（注）昭和54年に受理した2件が昭和57年にそれぞれ分離されて4件となり、そのうち2件が終結している。

表2-11-13 公害紛争の処理（終結）概要（昭和57年度）

事件の表示	受理年月日	手続開催回数	終結の種類
	終結年月日		
昭和56年（調）第2号（天王寺建築公害）事件 〔マンション建築工事に伴う騒音等による被害に対する損害賠償等の請求〕	昭56. 10. 23	11	調停成立
	57. 4. 12		
昭和57年（調）第1号（千里丘調整池）事件 〔調整池工事等に伴い発生する騒音、振動による被害に対する損害賠償等の請求〕	昭57. 1. 22	7	調停成立
	57. 7. 22		
昭和55年（調）第4号（高津騒音）事件 〔陳列物製造工場から発生する騒音等による被害に対する損害賠償等の請求〕	昭55. 11. 28	10	打切り
	57. 9. 10		
昭和54年（調）第4-1号（第二阪和国道）事件 〔第二阪和国道における大阪府立砂川厚生福祉センター付近の工事中止等の請求〕	昭54. 8. 24	91	調停成立
	57. 11. 27		
昭和54年（調）第5-1号（第二阪和国道）事件 〔第二阪和国道における大阪府立砂川厚生福祉センター付近の工事中止等の請求〕	昭54. 8. 24	19	調停成立
	57. 11. 27		
昭和56年（調）第1号（伝法食品工場騒音）事件 〔食品製造工場から発生する騒音等による被害に対する損害賠償等の請求〕	昭56. 6. 26	19	調停成立
	58. 2. 15		
昭和52年（調）第2号（狭山池富田林線）事件 〔府道狭山池富田林線の延長及び接続工事の中止等の請求〕	昭52. 10. 28	58	調停成立
	58. 3. 23		